

第45回「宇美町民文化のつどい」開催のお知らせ

宇美町民文化のつどいは、町民の皆さんのすばらしい芸術文化の発表の場となっています。

皆様のご来場をお待ちしております。

- ▶日時 5月11日(土) 作品展示 10時～17時
5月12日(日) 作品展示 10時～16時
舞台発表 9時30分～17時(予定)
※舞台発表は12日(日)のみ

- ▶場所 舞台発表/宇美町立中央公民館
作品展示/宇美町住民福祉センター

- ▶内容 舞台部門(ダンス・日舞・コーラス・楽器演奏など)
作品部門(絵画・写真・手芸・工芸・書など)

- ▶その他 ○5月11日(土) 芸術体験コーナー
手芸・工作など
○5月12日(日) 舞台オープニングアクト
宇美神楽(福岡県無形民俗文化財)
ばってんジャーのヒーローショー

- ▶入場 無料

- ▶主催 宇美町文化協会



▲舞台発表(二胡の演奏)



▲作品展示(書道)

問 宇美町文化協会事務局(毎週火曜日・金曜日) ☎933-2784 FAX933-2741

ファミリー・サポート・センター 会員登録講習会のお知らせ



▲ホームページ

ファミリー・サポート・センターでは、子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と手助けしたい人(まかせて会員)の相互支援活動(有料)を支援しています。センターでは、専任のアドバイザーが橋渡しをします。

子育て中の急な「困ったな?どうしよう」に備えて、皆さんも会員になりませんか?会員となるための講習会を開催します。ぜひ、ご参加ください。



こんな支援が受けられます

- 保育園や幼稚園、放課後児童クラブ、習い事などへの送り迎え。
- 残業や急な外出時の預かり。
- 学校行事や冠婚葬祭など子どもを連れて行きづらい外出時の預かり。
- 買い物やリフレッシュのための一時的な預かり。
※対象年齢は生後6か月～小学校6年生です。
※預かる場所は、原則「まかせて会員」の自宅です。

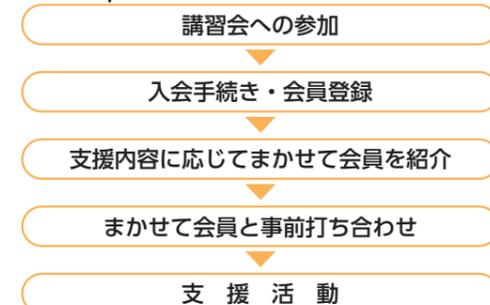
会員になるためには?

まずは、講習会への参加が必要です。

おねがい会員 町内に居住、または勤務先のある人。
(講習会1回と交流会への参加が必要)

まかせて会員 町内に居住し、健康で支援活動に理解と熱意を有する20歳以上の人。学生を除く。
(講習会4回と交流会すべてに参加が必要)

利用までの流れ



利用料金(子ども一人につき1時間の料金)

月～金 (祝日を除く)	7:00～19:00	700円
	上記の時間外	900円
土・日・祝日 年末年始 12/29(日)～1/3(金)	7:00～19:00	800円
	上記の時間外	1,000円

※兄弟姉妹は二人目から半額

講習会のご案内

回	日時・会場	講習内容	講師
講習会1	6月11日(火) 10:30～12:30 うみハピネス	幼児安全法 心肺蘇生とAEDの取り扱い	日本赤十字社 福岡県支部
講習会2	6月20日(木)	子どもの発達と事故予防	宇美町教育委員会 子どもみらい課 保健師
講習会3	6月29日(土)	ファミサポでつながる子育て仲間	子ども発達支援事業・乳幼児学級講師 梯 裕子
講習会4	7月4日(木)	子どもの遊び	宇美町教育委員会 子どもみらい課 保育士
交流会	7月13日(土)	ファミサポのしくみ・交流会	宇美町ファミリー・サポート・センター アドバイザー

▶受講料 無料(講習会1のみ教材費210円)

▶締切 令和6年6月4日(火)

▶託児 あり(未就学児・要事前申込、定員になり次第締切)

申・問 宇美町ファミリー・サポート・センター(宇美町子ども教育総合支援センター うみハピネス内)

月～金曜日(10時～16時) ※祝日除く ☎932-0601

宇美町社会福祉協議会(宇美町立老人福祉センター くすの社内)

月～金曜日(8時30分～17時15分) ※祝日除く ☎931-1008 FAX931-1009



低所得者支援給付金のお知らせ

宇美町では物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支給しています。詳しくは町ホームページをご覧ください。

①住民税均等割のみ課税世帯への給付金

- ・対象世帯/令和5年度住民税所得割が課されていない者で構成された世帯(課税者の扶養親族のみで構成された世帯を除く)
- ・支給額/1世帯10万円
- ・申請期限/令和6年8月31日(土)
対象と見込まれる世帯には書類を送付しています。

②低所得子育て世帯への給付金

- ・対象世帯/住民税非課税世帯に対する給付金(7万円)または①を受給した世帯で、平成17年4月2日以降生まれの児童を養育する世帯
- ・支給額/児童1人5万円
- ・申請期限/令和6年8月31日(土)
対象世帯には支給の通知が届きます。7万円または10万円を受給した口座に支給します。

※①②ともに、離婚やDV等で避難中でも受給できる場合があります。

問い合わせ先までご相談ください。



▲詳細はこちら

問 福祉課 給付金コールセンター ☎957-6055 FAX933-7512(代)